

茨障第 1010 号
令和 2 年 5 月 26 日

障害福祉サービス等事業所 各位

茨木市健康福祉部障害福祉課
課長 河原 勝利

緊急事態宣言解除後の障害福祉サービス等の取扱いについて（通知）

令和 2 年 5 月 21 日の国の緊急事態宣言の解除に伴い、障害福祉サービス等について以下のとおり取り扱うこととする。

1 茨木市の取扱い

(1) 移動支援及び生活介護

令和 2 年 5 月 7 日付け茨障第 706 号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて（通知）（その 2）（第 2 報）」、同日付け茨障第 707 号「新型コロナウイルス感染症に係る生活介護の例外的な取扱いについて（通知）（第 2 報）」は 5 月 31 日（日）をもって運用を終了する。

ただし、事業の再開にあたり、事業所のサービス提供体制や利用者の意向等を総合的に勘案し茨木市がやむを得ないと判断する場合は 6 月 30 日（火）までに通常のサービス提供体制等を整えることを前提に、例外的に居宅支援を認めることとする。

(2) 対象期間

令和 2 年 6 月 1 日（月）から 6 月 30 日（火）

(3) その他

緊急事態宣言は解除となりましたが、各事業所においては引き続き感染予防策の徹底に努めていただくとともに、利用者の生活維持の観点から、利用者の意向や生活状況等を踏まえできる限り障害福祉サービスの提供維持に努めていただくようお願いします。

(問合せ先)

茨木市障害福祉課認定給付係
外線 072-620-1636（直通）